

青森県報

第四千三十一号

平成二十七年
八月七日
(金曜日)

目次

公 告

採石業務管理者試験の施行
都市計画事業の認可
公安委員会

雑 報

青森県道路交通規則の一部を改正する規則
収用委員会

取用の裁決手続開始の決定
公示による通知

平成二十六年年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び平成二十七年年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算(第一号)ほか三件の要領
(河川砂防課) …… 一
(都市計画課) …… 二
(交通企画課) …… 二
(監理課) …… 二
(同) …… 三
(新産業都市建設事業団) …… 三

公 告

採石業務管理者試験の施行

平成二十七年年度採石業務管理者試験を次のとおり施行するので、採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六号)第八条の七の規定により公告する。

平成二十七年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の期日及び場所

- 1 期日等 平成二十七年十月九日(金) 午前十時から正午まで
- 2 場 所 青森市安方一丁目一の四〇
青森県観光物産館アスパム 五階 会議室「白鳥」

二 試験科目等

試験は、次に掲げる科目について筆記により行う。

- 1 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)
- 2 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。)(の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)

三 受験願書の受付期間

平成二十七年九月一日(火)から同月十八日(金)まで(郵送の場合は、同日付けの消印のあるものまでを有効とする。)

四 受験願書の提出先

青森市長島一丁目一の
一 青森県土整備部河川砂防課

五 提出書類

- 1 受験願書 一通
- 2 写真 一枚(写真の大きさは手札形で、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像とし、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)
- 六 受験手数料
八千円(青森県収入証紙により、受験願書提出時に添付して納入する。消印してはならない。)
- 七 その他

受験願書の用紙は、青森県土整備部河川砂防課及び各地域民局地域整備部で配布する。

郵送を希望する場合は、八十二円分の切手を貼り付け、かつ返送先を明記した返信用封筒を同封し、青森県土整備部河川砂防課に郵送すること。

受験希望者には、青森県土整備部河川砂防課から受験票を送付する。

都市計画事業の認可

八戸都市計画事業の認可について、平成二十七年七月二十四日東北地方整備局告示第百三十五号で告示されたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十六条の規定により次のとおり公告する。

平成二十七年八月七日

青森県知事 三 村 申 吾

一 都市計画事業の種類及び名称

八戸都市計画道路事業三・三・八号白銀市川環状線（尻内工区）

二 施行者の名称

青森県

三 事務所所在地

青森市長島一丁目の一

四 事業地の所在

1 収用の部分

青森県八戸市大字田面木字法霊林及び字中明戸並びに大字尻内町字尻内河原、字沢ノ田、字六百刈、字島田及び字鴨田地内

2 使用の部分

青森県八戸市大字尻内町字尻内河原地内
青森県八戸市大字田面木字赤坂、字法霊林及び字中明戸並びに大字尻内町字尻内河原地先

公安委員会

青森県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年八月七日

青森県公安委員会委員長 今 井 高 志

青森県公安委員会規則第五号

青森県道路交通規則の一部を改正する規則

青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第十六条第九号中「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第四条第九項の規定による内閣総理大臣の認定（構造改革特別区域法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）を申請し、その認定を受けて実施する」を「法第七十七条第一項の規定による許可を受けて行う」に改める。

附 則

この規則は平成二十七年八月七日から施行する。

収用委員会

収用の裁決手続開始の決定

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の二の規定により、収用の裁決手続を開始したため、次のとおり公告する。

平成二十七年八月七日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

一 起業者の名称

青森県

二 事業の種類

青森都市計画道路事業（三・四・三号蛭貝八重田線及び三・四・二十四号筒井大矢沢線）

三 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

別表1のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所

別表2のとおり

五 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

なし

六 裁決手続の開始を決定した年月日

平成二十七年七月三十一日

別表 1 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

土地の所在	地 番	地 目	地 積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)
		公簿現況	公簿実測	
青森県青森市筒井一丁目	405番8	宅地	161.83	40.67

別表 2 土地所有者の氏名及び住所

氏 名	住 所
浜田 とく	不明

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定によることができないうので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成二十七年八月七日

青森県収用委員会会長 赤 津 重 光

- 一 通知すべき書類の名称
- 二 審理の開始について（通知）
- 三 通知を受けるべき者
- 四 別表のとおり
- 五 通知すべき書類の保管場所
- 六 青森県国土整備部監理課内
- 七 その他

一の書類は、平成二十七年八月二十七日を経過した時をもって通知があったものとみなされます。

別表

氏 名	住 所
浜田 とく	住所不明

雑 報

青森県事業団公告第七号

平成二十七年七月青森県新産業都市建設事業団理事会第二百七回定例会の議を経た平成二十六年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算の要領及び平成二十七年青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第一号）ほか三件の要領を地方自治法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十五号）附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百十二条第一項及び第三百九条第三項の規定により次のとおり公表する。

平成二十七年八月七日

青森県新産業都市建設事業団 理事長 三 村 申 吾

平成26年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計歳入歳出決算書

歳 入		子 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	子 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
1 分 担 金 担 及 び 金		7,010,000 円	7,010,000 円	7,010,000 円	0 円	0 円	0 円
	1 負 担 金	7,010,000	7,010,000	7,010,000	0	0	0
2 繰 越 金		22,378,000	22,378,027	22,378,027	0	0	27
	1 繰 越 金	22,378,000	22,378,027	22,378,027	0	0	27
3 諸 収 入		5,000	5,038	5,038	0	0	38
	1 預 金 利 子	5,000	5,038	5,038	0	0	38
歳 入	合 計	29,393,000	29,393,065	29,393,065	0	0	65

歳 出		子 算 現 額	支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	子 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
1 事 業 団 費		29,393,000 円	4,938,407 円	0 円	24,454,593 円	24,454,593 円
	1 事 業 団 運 営 費	29,393,000	4,938,407	0	24,454,593	24,454,593
歳 出	合 計	29,393,000	4,938,407	0	24,454,593	24,454,593

歳入歳出差引残額 24,454,658 円

平成26年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計歳入歳出決算書

歳入

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較
1 事業収入	1 臨海収入	929,046,000 円	929,059,213 円	929,059,213 円	0 円	0 円	13,213 円
		929,045,000	929,057,480	929,057,480	0	0	12,480
	2 市川収入	1,000	1,733	1,733	0	0	733
歳入	合計	929,046,000	929,059,213	929,059,213	0	0	13,213

歳出

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較
1 事業支出	1 臨海事業費	929,046,000 円	929,000,000 円	0 円	46,000 円	46,000 円
		929,045,000	929,000,000	0	45,000	45,000
	2 市川事業費	1,000	0	0	1,000	1,000
歳出	合計	929,046,000	929,000,000	0	46,000	46,000

歳入歳出差引残額

59,213 円

平成27年度青森県新産業都市建設事業団
一般管理会計補正予算（第1号）

平成27年度青森県新産業都市建設事業団一般管理会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24,453千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,439千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 1	千円 24,453	千円 24,454
	1 繰越金	1	24,453	24,454
歳入合計		6,986	24,453	31,439

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業団費		千円 6,986	千円 24,453	千円 31,439
	1 事業団運営費	6,986	24,453	31,439
歳出合計		6,986	24,453	31,439

平成27年度青森県新産業都市建設事業団
一般事業会計補正予算 (第 1号)

平成27年度青森県新産業都市建設事業団一般事業会計補正予算 (第 1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ56千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業収入		千円 5	千円 56	千円 61
	1 臨海収入	3	56	59
歳入合計		5	56	61

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 事業支出		千円 5	千円 56	千円 61
	1 臨海事業費	3	56	59
歳出合計		5	56	61

平成27年度青森県新産業都市建設事業団
金矢工業用地造成事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 平成27年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成27年度青森県新産業都市建設事業団金矢工業用地造成事業会計予算第2条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 事業費用	89,725千円	540,257千円	629,982千円
第1項 営業費用	89,725千円	21,354千円	111,079千円
第2項 営業外費用	0千円	518,903千円	518,903千円

平成27年度青森県新産業都市建設事業団
八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算 (第1号)

(総 則)

第1条 平成27年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成27年度青森県新産業都市建設事業団八戸北インター工業用地造成事業会計予算第3条の次に、次の1条を加える。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める、(資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額50,000千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。)

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入	0千円	0千円	0千円
支 出			
第1款 資本的支出	0千円	50,000千円	50,000千円
第1項 用地造成事業費	0千円	50,000千円	50,000千円

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭